

第2回 宇都宮市水道料金等審議会 会議次第

日 時：平成21年7月28日（火）

午前10時から

場 所：上下水道局5階大会議室

1 開 会

2 議 事

（1）上下水道料金等の調整案について

（2）その他

3 閉 会

第1回水道料金等審議会における質疑事項について

1 井戸水利用者の排水量認定について

旧宇都宮市	一般的な使用実態を踏まえ、1か月あたり、世帯人員×3.6m ³ 及び風呂個数×3m ³ を排水量とする旨、昭和40年に定めたもの
旧上河内町	一般的な使用実態を踏まえ、1か月あたり、世帯人員×6m ³ を排水量とする旨、平成18年に定めたもの
旧河内町	一般的な使用実態を踏まえ、1か月あたり、世帯人員×8m ³ を排水量とする旨、平成7年に定めたもの

2 基本水量改定に伴う影響について（旧宇都宮市・旧河内町）

○平成18年度における基本水量の改定

水道の1か月あたりの基本水量を10m³から5m³に改定した。

1か月の水道使用水量	世帯数
0～10m ³	約50,000世帯
上記のうち 0～5m ³	約24,000世帯
〃 6～10m ³	約26,000世帯

上下水道料金等の調整案について

1 上下水道料金の調整

平成19年3月に市町合併したが、旧宇都宮市、旧上河内町及び旧河内町で料金制度が異なるため、合併協定を踏まえ、料金制度を調整する必要がある。

【合併協定】

水道料金（下水道使用料）は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。

2 調整の基本的な考え方

(1) 旧1市2町の料金制度を統一

同一市内の市民が同一のサービスを楽しむにあたって、公平性の確保の観点から料金制度とそれに付随するその他の制度を統一する。

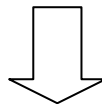
(2) 収支のバランスが保てる料金制度に統一

給水（処理）原価と供給（使用料）単価のバランスを考慮し、独立採算制に基づき、健全経営を確保できる料金制度とする。

3 水道料金の調整について

(1) 給水原価と供給単価の比較

	旧上河内町地域	旧宇都宮市・旧河内町地域
給水原価（円／m ³ ）	164.82	
供給単価（円／m ³ ）	189.43	183.19



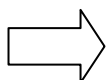
いずれの供給単価も給水原価を回収できている。

また、旧上河内町地域の供給単価は、旧宇都宮市・旧河内町地域の供給単価より約6円／m³高い状況にある。

(2) 調整案

ア 水道料金制度について

- ・旧宇都宮市・旧河内町に統一することで、旧上河内町地域の料金が全体的に値下げ（平均改定率：▲4.34%）となり、お客様サービスの向上となる。
- ・旧上河内町地域の料金値下げに伴う料金収入の減は、年間約700万円にとどまり、財政収支上の影響がほとんどない。



◆旧宇都宮市・旧河内町の料金制度に統一する。

イ その他制度について

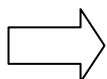
口座振替割引制度及び大口需要者特約制度についても、お客様のサービス向上となるため、料金制度と併せて旧上河内町地域に適用する。

*口座振替割引制度： 水道料金を口座振替でお支払いのお客様を対象に、1か月25円を料金から割り引く制度

*大口需要者特約制度： 大口のお客様で上下水道局が設定する「基準水量」を超えて水道水を使用した場合、低額な単価で提供する制度

ウ 統一の時期について

お客様サービスの向上に繋がること、財政への影響が少ないことから、早期に統一する。



◆平成22年4月1日に統一する。

(3) 統一の影響

ア 財政収支上の影響について

料金収入 年間約700万円の減

⇒全水道料金収入 103億7,600万円に対し0.07%であり、企業の健全な経営に支障が生じない。

イ 一般家庭における影響について

旧上河内町地域の一般的な世帯※では、統一に伴い、1か月あたり約450円水道料金が減となる。

※1世帯4人家族で1か月あたり20㎡使用した場合

参 考

旧 1 市 2 町における水道料金の比較

(口径 1 3 ミリ 1 か月あたり税込 単位：円)

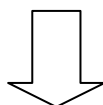
	10m ³	20m ³	25m ³
旧宇都宮市・旧河内町	934	2,730	3,774
旧上河内町	1,480	3,180	4,180
(旧宇都宮市との比較)	(546)	(450)	(406)

ウ 口座振替割引制度について、旧上河内町地域の約 2, 6 0 0 世帯が対象となる。

4 下水道使用料の調整について

(1) 処理原価と使用料単価の比較

	旧上河内町地域	旧河内町地域	旧宇都宮市地域
使用料で賄うべき 処理原価 (円/㎥)	145.37		
使用料単価 (円/㎥)	106.10	110.46	152.78

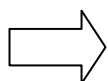


旧宇都宮市地域の使用料単価は、処理原価を回収できている。
旧上河内町地域及び旧河内町地域の使用料単価は、処理原価を回収できておらず、旧宇都宮市地域の使用料単価と比較して安価な水準となっている。

(2) 調整案

ア 下水道使用料について

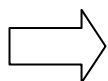
旧上河内町及び旧河内町の使用料制度では、処理原価を回収できないことから、旧宇都宮市に統一（平均改定率 旧上河内町地域：26.05%，旧河内町地域：27.89%）することで、健全経営を確保する。



◆旧宇都宮市の使用料制度に統一する。

イ 統一の時期について

旧2町においては、使用料の値上げとなることから、激変緩和措置（経過措置）を1年間設け、合併協定における調整期限である平成23年度に使用料を統一する。



◆平成22年4月1日 引き上げ額の50%を据え置く。



◆平成23年4月1日に統一する。

(3) 統一の影響

ア 財政収支上の影響について

使用料収入 年間約4,000万円の増

イ 一般家庭における影響について

旧2町地域の一般的な世帯*では、統一に伴い、

旧上河内町地域で1か月あたり約470円（平成22年度は235円）、

旧河内町地域で約530円（平成22年度は265円）下水道使用料が増となる。

※1世帯4人家族で1か月あたり20m³排水した場合

参 考

旧1市2町における下水道使用料の比較

(1か月あたり税込 単位：円)

	10m ³	20m ³	25m ³
旧宇都宮市	1,155	2,572	3,412
旧上河内町 (旧宇都宮市との比較)	(▲105)	(▲472)	(▲735)
旧河内町 (旧宇都宮市との比較)	(▲210)	(▲525)	(▲735)

5 井戸水利用者の排水量認定基準の調整について

1市2町とも、井戸水使用量の実態に基づく推計による認定基準を設けているが、統一が図られていないため、公平性の確保の観点から、統一を検討する必要がある。



◆認定基準の統一にあたっては、井戸水用メーターの設置など、世帯ごとの排水量をより正確に反映できる認定方式について、他都市の事例等を参考に、今後検討を行う。

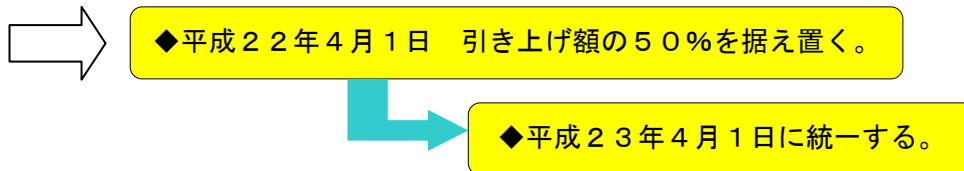
参 考

旧1市2町における排水量の認定基準

	認 定 基 準
旧宇都宮市	1か月あたり、世帯人員×3.6m ³ 及び風呂個数×3m ³ を排水量とする。
旧上河内町	1か月あたり、世帯人員×6m ³ を排水量とする。
旧河内町	1か月あたり、世帯人員×8m ³ を排水量とする。

6 地域下水処理施設使用料の調整について

公共下水道と同様の排水処理事業として、下水道使用料の取扱いとの整合を図る必要があることから、下水道使用料の統一方法と同様の経過措置を講じた上で、旧宇都宮市の地域下水処理施設使用料制度に統一（平均改定率：25.61%）する。



(1) 統一の影響

ア 財政収支上の影響について

使用料収入 年間約1,000万円の増

イ 一般家庭における影響について

旧河内町地域の地域下水処理施設使用料対象地区における一般的な世帯*では、統一に伴い、1か月あたり約470円（平成22年度は235円）使用料が増となる。

※1世帯4人家族で1か月あたり20m³排水した場合

参考

旧宇都宮市と旧河内町における地域下水処理施設使用料の比較

（1か月あたり税込 単位：円）

	10m ³	20m ³	25m ³
旧宇都宮市	1,155	2,520	3,255
旧河内町	945	2,047	2,677
（旧宇都宮市との比較）	（▲210）	（▲473）	（▲578）